

## 団体所得補償保険リニューアルのご案内

今月は団体所得補償保険をご案内いたします。先生方が万が一、病気やケガで休診を余儀なくされた場合の収入減を補償するもので、補償期間は1年と2年の2タイプあり、いずれも5月に更新されますが、毎月1日付で中途加入できます。

なお、新たに精神障害拡張補償特約がセットになりました。一般の所得補償保険では対象外とされている精神障害のうち、気分障害（躁病、うつ病など）や統合失調症、神経衰弱、アルツハイマー、知的障害などの精神障害により就業不能となった場合でも補償可能です。

### <特長>

- 病気やケガで休業したとき、就業不能期間中の所得が補償されます（国内外問わず）。
- 30%の団体割引が適用されますので個々に加入されるより有利です。
- 入院でも医師の指示に基づく自宅療養でも、補償額は変わりません。
- 入院の場合は1日目から補償、医師の指示に基づく自宅療養の場合は就業不能5日目から保険金をお受け取りいただけます（69歳以下の加入者）。
- 補償期間は1年、2年の2タイプあり、長期療養も安心です。

※1回の就業不能につき、最長1年間または2年間まで長期に補償。

がんや脳卒中など大きな病気をされて保険金をお受け取りになった場合でも、通算して1000日分の保険金を受け取られるまでは、原因となった病気などを補償対象外とせず継続できます（69歳以下の場合）。

- 代診を頼まれた場合でも補償されます。
- ご加入手続は審査なし（健康状態に関する告知のみ）。
- 保険料は生命保険料控除の対象。
- 1年間無事故であれば保険料の20%が返戻されます。

### <加入資格>

現在健康で働いておられる兵庫県下の医師。

※新規のご加入は満69歳までの方。

79歳まで継続可能。

### <口数の限度>

- 25歳～63歳の場合  
30口まで（1口＝10万円）補償期間1年、2年
- 64～69歳の場合  
30口まで、補償期間1年のみ

※所得補償保険金額は、①年収を超えない、②最高30口（300万円）まで、③毎月必ずかかるリース代や賃料、スタッフの件費などを勘案した上で選定します。

### <保険料>

別表のとおり。

各種保険に関するお問合せ、ご加入申込みなどのご用命は神戸医師協同組合業務部保険課（078-241-8992）へ。

### <別表>月払い保険料

【基本契約】●所得補償月額／1口10万円 支払い対象外期間4日間  
団体割引30% 入院による就業不能時追加補償特約 精神障害拡張補償特約セット

対象期間		1年	2年
加 入 時 満 年 齢	25歳～29歳	1,100円	1,320円
	30歳～34歳	1,280円	1,580円
	35歳～39歳	1,550円	1,960円
	40歳～44歳	1,870円	2,440円
	45歳～49歳	2,210円	3,000円
	50歳～54歳	2,590円	3,530円
	55歳～59歳	2,750円	3,790円
	60歳～63歳	2,890円	4,040円
	64歳	2,890円	—
65歳～69歳	3,040円	—	